3 月・4 月の 異動シーズンにあわせ

戸籍などの 臨時窓口を開設

日時 3月29日(日)・4月5日(日) 午前8時45分~午後5時半 場所 市役所本庁舎、亀田支所

4月1日(水)~3日(金)は本庁舎のみ、窓口の時間延長(午後7時まで)を 実施します。(取扱業務は右表の●)

身分証明書や添付書類が必要な場合もありますので、詳しいことは事前に担当課へお問合せください。

■取扱業務・お問合せ

■ 状放来物 も同日と		
届けの受付		
住所異動届		
(転入(住基カードによる転入を除く)・転出・転居届等)	A 21 2172	
印鑑登録申請	☎ 21-3173	戸籍住民課
戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚等)		
○住居表示に関する届【本庁舎のみ】	☎ 21-3121	
● 国民年金の加入・免除等に関する手続き	2 21-3159	
●国民健康保険に関する手続き	☎ 21-3150	国保年金課
●後期高齢者医療制度に関する手続き	☎ 21-3184	·
異動の手続き		
● 介護保険被保険者証	☎ 21-3025	高齢福祉課
●精神障害者保健福祉手帳【本庁舎のみ】	2 21-3077	
身体障害者手帳・療育手帳	☎ 21-3264	障がい保健福祉課
● 医療助成(重度心身障害者)	2 21-3187	
● 医療助成 (子ども・ひとり親家庭等)	2 21-3181	フカイナ松田
● 児童手当・児童扶養手当	☎ 21-3267	子育て支援課
証明書等の交付		
戸籍・住民票(広域交付を除く)・印鑑登録・		
仕其カード (転入による継続利用を除く)	01.01.00	
● 母子手帳・出稼労働者手帳	☎ 21-3168	戸籍住民課
● 転入学指定書(指定外校への就学希望を除く)		
● 特別永住者証明書【本庁舎のみ】	☎ 21-3173	
 動付確認書(国保・後期高齢者)	☎ 21-3154	国保年金課
	☎ 21-3206	税務室市民税担当
保険料の納付・相談		
	☎ 21-3153	国保年金課
●介護保険		介護保険課

引っ越しでみ等の処理

引っ越しなどによる多量のごみは一度に出さず、収 集に支障がないよう**数回に分けて**出してください。

ごみをダンボール箱や指定ごみ袋以外の袋に入れ、 ごみ処理券を貼って出すことはできません。

ダンボール・雑誌・新聞紙は、町会等の集団資源回収に出してください。

■多量ごみの処理

ご自身で処理施設に直接搬入するか、収集運搬許可業者(紹介先=函館清掃事業協同組合**☎**54-3565)に 処理を依頼してください。

■粗大ごみのお申込み

粗大ごみの収集は**申込制のため、余裕を持って**清掃 事業課(**☎**51-5163) へお申込みください。

※ ごみの分け方・出し方は各家庭に配布している 「**家庭ごみ分別マニュアル**」をご覧ください。

お問合せ 清掃事業課 ☎ 51-0796

住所異動届はお早めに

住所異動(転入・転出・転居)に関する届出の期間 は次のとおりです。

・転入届 他の市区町村から函館市に移ってきた日 から14日以内

・転出届 函館市から他の市区町村へ移る前

・転居届 市内で引っ越しをしてから14日以内

※ 届出の際には運転免許証や健康保険証などによる 来庁者の本人確認が法で義務づけられています。

3月23日(月)~4月6日(月)の期間は大変な混雑が予想されます。特に午前10時頃から午後2時頃までは混み合いますので、時間に余裕を持っておいでください。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3173

~27 年度版 ごみ収集日カレンダーの配布

4月からの「ごみ収集日カレンダー」を**3月12日(木)~18日(水)**に各家庭にお届けします。(戸井 ・恵山 ・ 南茅部の 3 支所管内は、本紙に折り込みで配布)

このカレンダーは、27年4月から28年3月までの収集日を掲載していますので、大切に保管し、ご活用ください。

※ 配布期間を過ぎても届いていない、あるいは収集地域の違うカレンダーが届いた場合は、清掃事業課(☎ 51-0796) にお問合せください。(東部4支所管内にお住まいの方は、各支所市民福祉課へお問合せください)